

草地造成の

現状と問題点 (1)

農林省畜産局自給飼料課

上野 義人

草地造成については、現在、国の積極的な施策により、計画的な推進が図られているが、その現状と問題点につき述べ、読者の参考に供したい。

1. 草地造成の現状

(1) 草地改良事業の沿革と内容

欧米先進酪農諸国においては、草地造成の歴史は古く、技術水準も高いものがあるが、わが国での草地造成の歴史は新しく、本格的に実施されるようになったのは、近々10カ年のことである。

昭和25年の新牧野法、29年の酪農振興法の制定により、戦前の馬産改良を主体とした畜産から、酪農振興へと、その方向が明らかにされるに及んで草地作りも、高度集約牧野造成事業者等の実施が部分的に進められてきたが、37年に公共事業としてスタートするまでは、実施面積も少なく、内容的にも十分なものでなかった。

草地改良事業^{*}は実施方式、地区面積等により国営(45年度まで700ha以上、46年度から500ha以上)、都道府県営(150ha以上)団体営(10ha以上、特定地では5ha以上)に大別される。

このほか、40年度からは、農地開発機械公団が実施する共同利用模範牧場(俗に建売牧場という。)設置事業(200ha以上)が、44年度からは、小面積(5ha以上)の草地や飼料畑の造成、整備等を行なう飼料基盤整備特別対策事業(ミニ事業と俗称)も実施され、事業の種類内容も多岐にわたることとなった。

以上の草地改良事業のうち、実施面積が圧倒的に多い団体営事業—

44年度面積28,637ha (第1表)についてみれば、団体営76% 国県営、建売牧場10%、構造改善事業7

%、その他(県営融資等)7%—の内容は、草地造成(造成工事のほか土壌改良資材、牧草種子の購入、散布まで)、牧道、雑用水施設からなる基本施設整備と、造成草地の利用、管理上必要な牧柵、電気導入、家畜保護施設(看視舎、家畜避難舎)のほか、後述する公共育成牧場に対しては、草地管理用機械、飼料乾燥、貯蔵施設等の利用施設の整備が一体的に実施される。

基本施設の整備だけを行なう国、県営事業にあっては、別途に県営事業—国営等草地開発附帯事業で、利用施設の整備が行なえるようになっていく。

草地の造成を行なう事業は、以上の草地改良事業のほか、農業構造改善事業(実施基準は団体営事業に準ずる)がある。

(2) 草地改良事業の実績

以上の草地改良事業(県単事業、融資事業等を含む)によって、44年度までに造成された草地面積は約25万ha(第1表)でこれを経年的にみると、37年度までは内地が多く、38年度以降は北海道の実施面積が多くなり、40年度以降は毎年2万ha以上の造成が行なわれている。

地域別には、北海道が55%を占め、内地では東北、関東、中四国、九州に多く分布している。

次に、これら造成草地は、いかなる土地について行なわれ、いかに利用されているか等について45年度事業計画の団体営地区(21,500ha)についてみよう。

まず、造成前の現植生(第2表)は、雑かん木地が最も多く、残りを林地とササ、野草地が折半している。

土地所有別では、北海道では個人所有地が大部分(95%)で、北海道の団体営事業は、飼養家畜頭数の伸びにつれて、草地の拡大を行なう形態のもので主体をなしていることが分る。

第1表 草地改良の実績 (畜産局自給飼料課調べ)

(単位:ha)

	36年度 まで	37年度	38 "	39 "	40 "	41 "	42 "	43 "	44 "	計
北海道	27,844	7,784	10,281	12,562	13,726	15,030	15,127	17,196	18,479	137,979
内地	38,340	8,309	8,634	9,301	7,984	8,701	9,663	10,587	10,158	111,677
計	66,184	16,093	18,915	21,863	21,710	23,731	24,790	27,783	28,637	249,706

注) ※昭和45年度から草地開発事業と改称されたが、本稿では従前の呼称によることとする。

内地でも共有地、個人所有地等の割合が高い(68%)が、他は国、公有地および農協所有地で、これらの開発により、公共育成牧場の設置を行なうものが多い(第3表)

第2表 現植生別面積

	林地	雑かん木地	ササ野草地
北海道	23%	52%	25%
内地	31	40	29
全国	25	48	27

第3表 利用形態別面積

	公共	共同	個人
北海道	6%	1%	93%
内地	43	41	16
全国	17	13	70

なお、国、県営事業によるものは、事業の性格上、殆んどが公共育成牧場として利用されている。

造成草地を利用目的別にみると(第4表)、北海道では、放牧のみの割合が低いのに比べ、内地では48%と最も高くなっているのは既述のとおり、北海道と内地の事業の特徴を示すものといえよう。これは事業主体別割合についても、明らかである。(第5表)

第4表 利用目的別面積比率

	採草	放牧	兼用
北海道	52%	10%	38%
内地	44	46	10
全国	50	20	30

第5表 事業主体別面積比率

	地方公共団体	農協	その他
北海道	5%	95%	0%
内地	51	21	28
全国	19	73	8

すなわち、北海道では、組合員の委託を受けて、農協が事業主体となるものが大部分であるのに対して、内地では市町村等の地方公共団体が51%と高い割合を示している。

では、草地造成事業は、どれ程の経費を必要とするのであろうか。同じく45年度計画の団体営事業についてみてみよう(第6表)

第6表 ha当り事業費

	内地	北海道
草地造成	千円 234	千円 181
基本施設合計	347	189
牧 柵	37	8.9
利用施設合計	77	9

比較的土壌条件に恵まれ、個人利用の採草目的が多い北海道では基本、利用施設とも、内地に比して著しく安価となっている。

内地では、土地条件が悪い場合が多く(奥地化、傾斜地)、また、公共育成牧場として、施設の整備が多いので、事業費も高くなっている。(この表には公共育成牧場のみの利用施設—機械等—は含まない)。

(3) 公共育成牧場

最近の造成草地の利用形態のうち、特徴的なものに公共育成牧場の急速な伸びがある。

第7表 公共育成牧場数の伸び

	41年度	42	43	44
北海道	76	111	211	281
内地	193	260	376	533
計	269	371	587	814

これは、市町村、農協等の公益的機関が、その住民や組合員等の育成過程にある乳牛等を、集団的に飼養するための牧場であるが、その数は44年度までの3カ年間に3倍の伸び率となっている。

牧場の平均規模は、北海道70ha、内地40haで、地方公共団体営のものが大きく、農協営等は比較的小さい。

管理主体別では、地方公共団体が46%で、農協38%、その他は牧野組合等となっている。

利用形態(第8表)としては、周年育成が望ましいが、現在では冬

第8表 公共育成牧場の利用形態

	周年	夏季	計
北海道	26	255	281
内地	189	344	533
計	215	599	814

期飼料調整の問題等のため、内地が36%北海道はわずかに9%に過ぎず、大部分は夏季(普通5~10月)育成となっている。

44年度の利用家畜は、乳牛5,900頭、肉牛3,000頭で、多頭化により、搾乳と育成の部門分化を必要とする乳牛の利用率が高いが、今後もこの傾向は強まるものと思われる。

育成は、牧場が仔牛を買取って行なうものもあるが、大部分は一定の預託料を取って預託育成するものである。

その料金は、地域により、管理主体等により一様でないが、乳牛では、北海道で40~80円、都府県は60~120円のところが多く、肉牛では乳牛に比べて30~50%程度低くなっている。

経営的にみれば、大規模放牧技術、草地管理用機械等の導入、管理者の質と量、預託料金等なお解決すべき問題があり、総ての牧場が必ずしも円滑に運営されているとはいえない実情にある。

(以下次号)